

産業廃棄物処理計画書

令和 3年 6月 16日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

住 所 大分市大字小中島872番地の1

氏 名 王子マテリア株式会社 大分工場

工場長 錦戸 俊之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-527-6510

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	王子マテリア株式会社 大分工場
事業場の所在地	大分市大字小中島872番地の1
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業
②事業の規模	年間生産量: 318,292t      資本金: 6億円
③従業員数	165名
④産業廃棄物の一連の処理工程	<pre> graph LR     A[汚泥(ペーパースラッジ)] --&gt; B[脱水]     C[廃プラスチック類] --&gt; B     B --&gt; D[焼却]     E[紙くず] --&gt; D     F[木くず] --&gt; D     D --&gt; G[セメント原料、土木資材、再生砕石、埋立]     H[金属くず] --&gt; I[金属原料]     J[廃油] --&gt; K[燃料]     L[ボイラーもえがら] --&gt; M[路盤材、セメント原料]     N[ボイラーばいじん] --&gt; O[路盤材、セメント原料、壁材]     P[がれき類、ガラス・陶磁器類] --&gt; Q[埋立]                     </pre>



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
<p><b>廃棄物管理組織</b></p>				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（令和2年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
	排出量	別紙のとおり	t	t
	(これまでに実施した取組) 製造時の廃棄品発生率の上限目標を設定し、ISO14001の仕組みを利用して、管理を進めた。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
	排出量	別紙のとおり	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の活動を継続し、廃棄物抑制の管理に努める。			
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 環境委員会及びISO14001の仕組みを通して、工場内従業員・関係会社従業員に産廃物の分別の徹底を呼び掛け、意識向上を図っている。			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の活動を継続して、分別管理を進める。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（令和2年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（令和2年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	t	t
(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	t	t
(今後実施する予定の取組)					

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和2年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和2年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	全処理委託量	別紙のとおり	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) RPFボイラー燃え殻について、埋立処分を主に委託していたが、セメント及び土木資材向けのリサイクル用途に処理を切り替えた。				

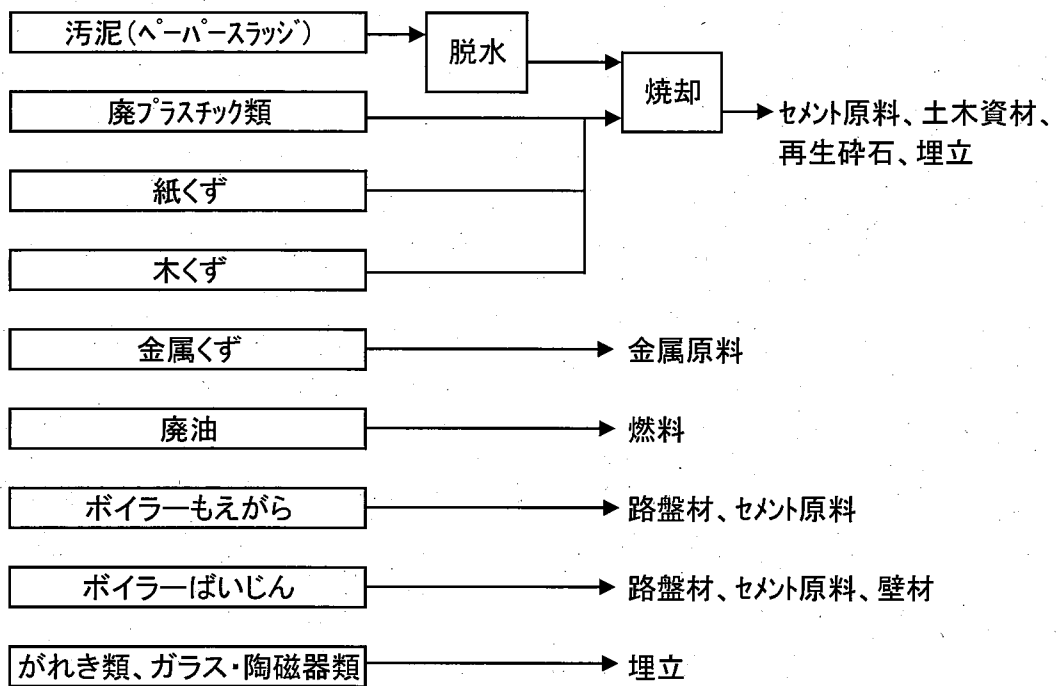
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり			
	全処理委託量	別紙のとおり		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続して、埋立量を減らす。				
※事務処理欄					

(第6面)

備考

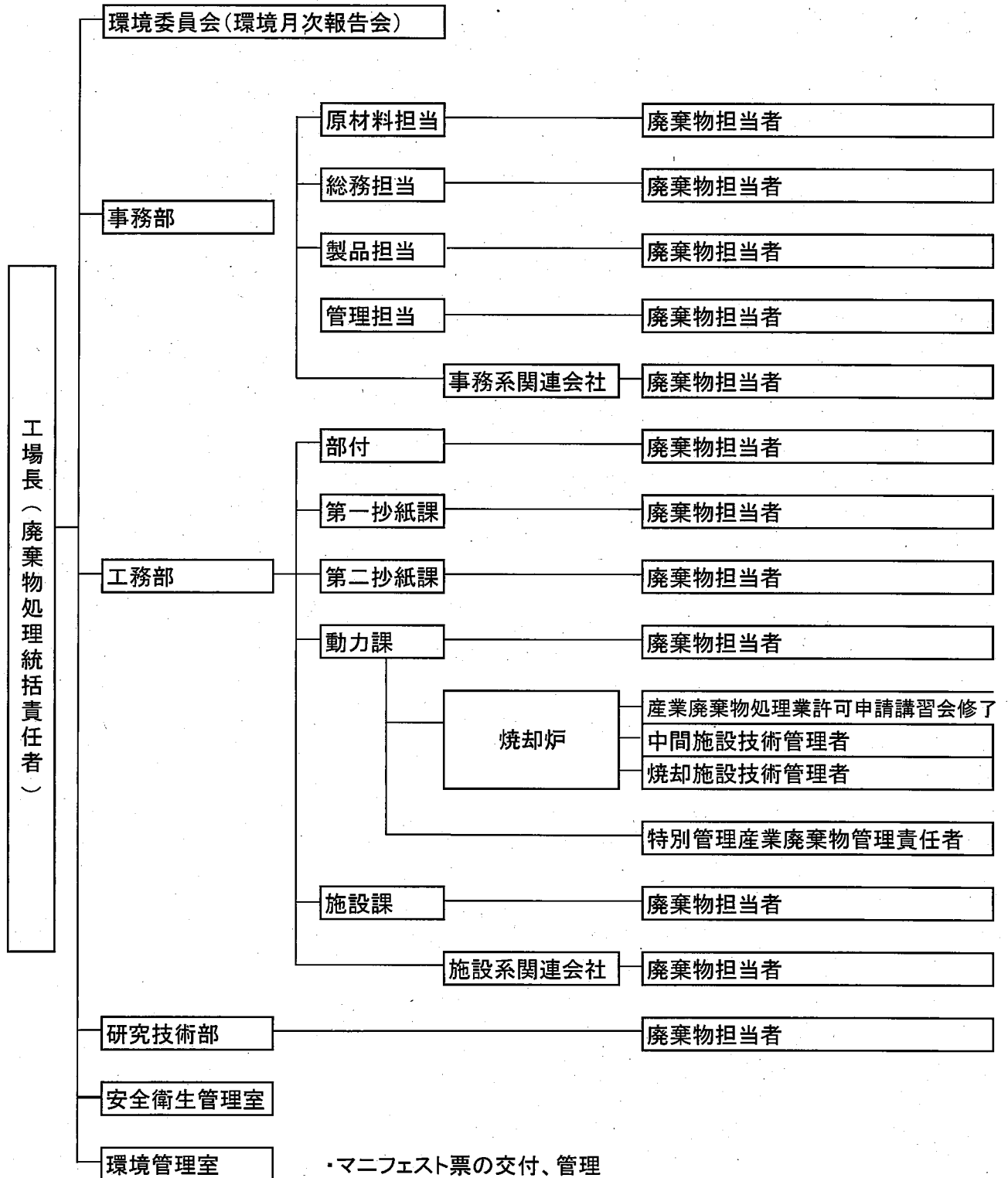
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

上段:実績値 下段:目標値	排出量	自ら 再生利用 を行う量	自ら 熱回収を 行う量	自ら 中間処理により 減量する量	自ら 埋立処分又は 海洋投棄処分 を行う量	全処理 委託量	優良認定 処理業者 への委託量	再生利用 業者への 委託量	認定熱回収 業者への 委託量	認定熱回収 業者以外の 熱回収を行う 業者への 委託量
燃え殻	4,072 4,000					4,072 4,000	447 450	3,625 3,550		
汚泥	224,392 224,000		224,050 223,700	222,283 221,700		2,109 2,300	1,792	317		
廃油	7 5					7 5	7 5			
廃アルカリ	0.09 0					0.09	0.09			
廃プラスチック類	4,655 4,800		4,626 4,750	4,450 4,560		205 240	154 150	51 90		
紙くず	6,400 6,500		6,400 6,500	6,157 6,253		243 247	200 200	43 47		
木くず	80 80		19 20	18.5 19		62 60		62 60		
金属くず	117 100					117 100	112 90	5		
ガラスくず及び陶磁器くず	28 30					28 30				
がれき類	4 5					4 5				
ばいじん	13,106 13,100					13,106 13,100		13,014 13,000		
水銀使用製品	0.4 0.5					0.4 0.5	0.4 0.5			
R2年実績値合計	252,861	0	235,095	232,909	0	19,953	2,712	17,117	0	0
R3年目標値合計	252,621	0	234,970	232,532	0	20,088	896	16,747	0	0



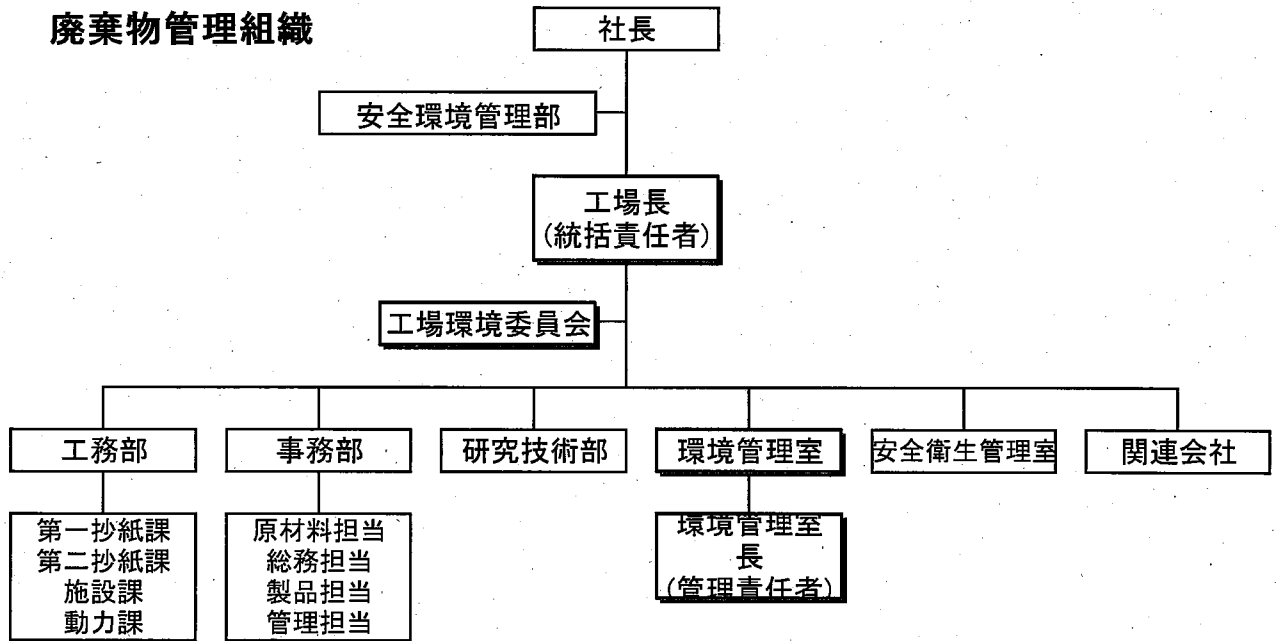


管理組織図



- ・マニフェスト票の交付、管理
- ・契約の締結、管理
- ・廃棄物の管理

# 廃棄物管理組織



**騒音振動関係**

- ・工事及び搬入車輛等による騒音及び振動により、周辺住民の生活環境を阻害しないようにしてください。
- ・特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合は、特定建設作業の開始の日の7日前までに届出書の提出が必要になります。
- ・騒音規制法及び大分市騒音防止条例第 種区域、振動規制法第 種区域の指定地域です。該当する施設を設置する場合は、工事着手の30日前までに届出書の提出が必要になりますので、必ず事前に相談してください。
- ・工場又は事業場の運営に伴い発生する騒音及び振動によって、周辺住民の生活環境を阻害しないようにしてください。

**水質関係**

- ・工事などを行う際は、公共用水域を汚濁しないようにしてください。
- ・水質汚濁防止法に該当する施設を設置する場合は、工事着手の60日前までに特定施設設置届出書の提出が必要になりますので、必ず事前に相談してください。なお、特定事業場から公共用水域に排出される排出水の1日当たりの最大量が50 m<sup>3</sup>以上になる場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定に基づく許可申請が必要となります。
- ・当該土地は土壤汚染対策法第4条1項の規定による届出が提出されておりますが、届出事項に変更がある場合は、必ず事前に相談してください。

**大気関係**

- ・工事及び搬入車輛等による粉じん(ほこり)により、周辺住民の生活環境を阻害しないようにしてください。
- ・大気汚染防止法に該当するばい煙発生施設を設置する場合は、工事着手の60日前までに設置届出書の提出が必要となりますので、必ず事前に相談してください。
- ・光害や悪臭を発生させないようにしてください。

**環境保全関係**

- ・大分市環境基本計画との整合性を図ってください。(資料参照)